

福井県屋外広告業監督処分基準

第1 趣旨

この基準は、屋外広告業者に対する福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）に基づく不利益処分を行うための基準および手続ならびに無登録業者に対する措置を定めるものとする。

第2 用語の意義

この基準で使用する用語の意義は、次に定めるところによるほか、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）、福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号）において使用する用語の例による。

- (1) 市町 福井県内の市または町をいう。
- (2) 条例 福井県屋外広告物条例および景観行政団体である市町の屋外広告物に関する条例をいう。
- (3) 法令違反行為 条例に罰則が定められている行為をいう。
- (4) 違反点数 法令違反行為の違法性を評価する数値をいう。
- (5) 登録 福井県屋外広告物条例第30条第1項の登録をいう。
- (6) 登録業者 登録を受けた者（不正登録業者を除く。）をいう。
- (7) 不正登録業者 不正の手段により登録を受けた者をいう。
- (8) 無登録業者 登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (9) 違反広告物等 法、条例の規定に違反する屋外広告物または屋外広告物を掲出する物件をいう。

第3 法令違反行為および違反点数

この基準において適用される法令違反行為および違反点数は、別表のとおりとする。

第4 処分基準

1 登録業者に対する措置

(1) 警告

① 原則

ア 当初警告

法令違反行為（不正の手段により登録を受ける行為を除く。）をした登録業者に対し、当該法令違反行為に係る違反点数予告書（様式第1号。以下同じ。）を送付する。

イ 再警告

当初警告を行った日から1か月を経過しても、法令違反行為（法令違反状態が継続するものに限る。）の是正または是正計画の提示をしない登録業者に対しては、当該法令違反行為に係る違反点数告知書（様式第2号。以下同じ。）を送付する。その後も2か月を経過するご

とに、同様に違反点数告知書を送付する。

② 登録業者が違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者である場合の特例

登録業者が違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者である場合は、①の原則にかかわらず、次により警告等を行う。

ア 当初警告

登録業者に対し、文書で違反広告物等の是正を指導した旨市町から報告があったときは、遅滞なく、違反点数予告書を送付する。

イ 再警告

違反広告物等の是正または是正計画の提示をしない登録業者に対し、文書で当該違反広告物等の是正を再度指導した旨市町から報告があったときは、遅滞なく、違反点数告知書を送付する。この場合の違反点数は、違反広告物等の個数にかかわらず、同一の構成要件に該当する法令違反行為を1件として計算する。

違反広告物等の是正に関して、条例の規定に基づく措置命令または除却命令をし、相当の期間を経過しても当該命令に従わない旨市町から報告があったときは、遅滞なく、当該命令違反に係る違反点数告知書を送付する。ただし、当該命令に先行する法令違反行為については、重ねて違反点数を付さない。

その後も市町からの報告があったときは、同様に違反点数告知書を送付する。

(2) 監督処分

過去5年間の累積違反点数が10点以上の登録業者は、原則として次表により処分し、公表する。これらの処分は、福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）に基づき聴聞を行った上で、営業の停止は営業停止命令書（様式第3号）を、登録の取消しは登録取消通知書（様式第4号）を、それぞれ配達証明郵便で送付して行う。

なお、この場合において、処分の対象者が営業の停止と登録の取消しのいずれにも該当する場合は登録の取消しとし、違反点数により計算した営業停止の期間が6月を超える場合は6月とする。

処分の種類	処分の対象者	処分の内容（原則）
営業の停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり1日として計算した期間、営業停止
	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり10日として計算した期間、営業停止
登録の取消し	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し

(3) 過料処分

過去5年間に同一の事案に係る法令違反行為（過料に相当するものに限る。）について3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として違反点数1点当たり1万円（5万円を限度）と

して計算した額の過料を科す。

過料処分は、過料処分告知書（様式第5号の1）を配達証明郵便で送付して弁明の機会を付与した上で、過料処分決定通知書（様式第5号の2）を配達証明郵便で送付して行う。

（4）刑事告発

登録が取り消された者および過去5年間に同一の事案に係る法令違反行為（違反広告物等に係るものおよび過料に相当するものを除く。）について3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として告発し、公表する。ただし、知事の求める報告、検査を拒むなど、情状が悪質な場合は、直ちに告発する（公訴時効を考慮し、告発対象は、過去3年以内のものとする。）。

2 不正登録業者に対する措置

（1）監督処分

不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。登録の取消しは、福井県行政手続条例に基づき聴聞を行った上で、登録取消通知書（様式第4号）を配達証明郵便で送付して行う。

（2）刑事告発

登録が取り消された者は、原則として告発し、公表する。ただし、知事の求める報告、検査を拒むなど、情状が悪質な場合は、直ちに告発するものとする（公訴時効を考慮し、告発対象は、過去3年以内のものとする）。

3 無登録業者に対する措置

（1）警告

① 原則

ア 当初警告

無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告書（様式第6号。以下同じ。）を送付する。ただし、違法性の認識を欠くと認められる場合は、初回に限り、口頭で警告する。

イ 再警告

口頭で警告した日から1か月を経過しても、登録を受けず、または登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる無登録業者に対しては、警告書を送付する。

文書で警告した日から2か月を経過しても、登録を受けず、または登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる無登録業者に対しては、再度、警告書を送付し、その後も2か月を経過するごとに、同様に警告する。

② 無登録業者が違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者である場合の特例

違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、①の原則にかかわらず、次により警告する。

なお、無登録業者が違反広告物等を表示し、または設置して、広告主に引き渡し、かつ、その後の管理をしていない場合は、①の原則により警告する。

ア 当初警告

無登録業者に対し、文書で違反広告物等の是正を指導した旨市町から報告があったときは、遅滞なく、口頭でまたは警告書を送付することにより警告（以下「口頭等での警告」という。）する。

イ 再警告

口頭等での警告をした日から1か月（違反広告物等を是正せず、または是正計画を提示しない場合は、口頭等での警告をした日から2週間）を経過しても、当該無登録業者が登録を受けず、または登録の申請を行わず、引き続き屋外広告業を営んでいるときは、警告書を送付する。

文書で警告した日から2か月（この間に、市町から条例の規定に基づく措置命令または除却命令を受け、当該命令に従わない場合は、当該命令がされた日から2週間）を経過しても、当該無登録業者が登録を受けず、または登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は、再度、警告書を送付し、その後も2か月を経過するごとに同様に警告する。

(2) 刑事告発

警告書の送付を3回以上行った無登録業者については、原則として告発し、公表する。ただし、知事の求める報告、検査を拒むなど、情状が悪質な無登録業者については、直ちに告発するものとする（公訴時効を考慮し、告発対象は、過去3年以内のものとする）。

4 広告主等に対する措置

(1) 通報

無登録業者または登録業者が法令違反行為をし、1から3により違反点数予告書、違反点数告知書または警告書を送付した場合で、当該違反行為に係る違反広告物等があるときは、当該違反広告物等の表示または設置を委託した者に対して、その旨を記載した通報書（様式第7号）を送付し、注意を喚起する。

(2) 刑事告発

法令違反行為をした者を告発する場合で、広告主その他の者が当該法令違反行為を共謀し、教唆または幫助したと認められるときは、原則として当該共謀、教唆または幫助をした者を合わせて告発し、公表する。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

別 表

法令違反行為および違反点数一覧表

法令違反行為	違反点数	根拠条文	(参考) 罰則の法定刑
登録を受けないで屋外広告業を営む行為	—	条例第47条第1項第1号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
不正の手段により登録を受ける行為	—	条例第47条第1項第2号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10	条例第47条第1項第3号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	5	条例第47条第2項	50万円以下の罰金
違反広告物等を表示し、または設置する行為	3	条例第47条第3項第1号	30万円以下の罰金
許可を得ずに広告物等を変更し、または改造する行為	3	条例第47条第3項第1号	30万円以下の罰金
除却すべき広告物等を除却しない行為	3	条例第47条第3項第1号	30万円以下の罰金
禁止広告物または良好な状態が保持されていない広告物等に関する措置命令に違反する行為	3	条例第47条第3項第2号	30万円以下の罰金
変更の届出をせず、または虚偽の届出をする行為	3	条例第47条第3項第3号	30万円以下の罰金
広告物等に関し報告、検査を拒む等の行為	2	条例第47条第4項第1号	20万円以下の罰金
業務主任者を選任しない行為	2	条例第47条第4項第2号	20万円以下の罰金
屋外広告業に関し報告、検査を拒む等の行為	2	条例第47条第4項第3号	20万円以下の罰金
廃業等の届出を怠る行為	1	条例第49条第1号	5万円以下の過料
標識を掲げない行為	1	条例第49条第2号	5万円以下の過料
帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	1	条例第49条第3・4号	5万円以下の過料

(注1) 「違反点数」は、罰則の法定刑等の上限を考慮して定めた。

(注2) 「根拠条文」は、福井県屋外広告物条例の条文(罰則関係)である。

(注3) 「登録を受けないで屋外広告業を営む行為」は、監督処分(登録の取消しおよび営業の停止)の対象にならないことから、監督処分の判断材料である違反点数を定めない。

(注4) 「不正の手段により登録を受ける行為」は、本来、登録が拒否されるべきであったものであり、原則として、速やかに、かつ、監督処分としては最も重い「登録の取消し」を行うものであるため、処分の適否および軽重を判断するための違反点数を定めない。

(登録業者) 様

福井県知事



違 反 点 数 予 告 書

あなた（貴社）は、下記1のとおり、福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例に違反する行為をしたと認められますので、下記2のとおり是正してください。期限までに是正されないときまたは是正計画の提示がないときは、下記3の違反点数が付されることとなりますので、御注意願います。

当該違反行為は、福井県屋外広告物条例第43条の規定により登録の取消または営業停止の処分の対象となるため、違反点数が累積すると、これらの処分をし、公表することがあります。過去5年間の累積違反点数が10点以上になったときは、原則として営業停止の処分を行います。

また、罰則の対象ともなるため、違反点数が累積すると、刑事告発し、その旨を公表すること、さらに過料に相当する違反行為については過料を科すことがあります。

なお、この文書の写しは、広告主である〇〇にも追って送付します。

記

1 違反行為

(1) 内 容

(2) 違反条項 福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例第 条第 項

2 是正指示事項

3 予告する違反点数

予告違反点数： 点

〔参考〕過去5年間の累積： 点（ここには、上記予告違反点数は含まれません。）

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL

(登録業者) 様

福井県知事



違 反 点 数 告 知 書

あなた（貴社）は、下記1のとおり、福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例に違反する行為をしたと認められますので、 年 月 日付け都計第 号で是正を求めましたが、未だに是正または是正計画の提示がありません。

つきましては、改めて下記2のとおり是正を求めるとともに、下記3のとおり違反点数を付します。

当該違反行為は、福井県屋外広告物条例第43条の規定により登録の取消または営業停止の処分の対象となるため、違反点数が累積すると、これらの処分をし、公表することがあります。過去5年間の累積違反点数が10点以上になったときは、原則として営業停止の処分を行います。

また、罰則の対象ともなるため、違反点数が累積すると、刑事告発し、その旨を公表すること、さらに過料に相当する違反行為については過料を科すことがあります。

なお、この文書の写しは、広告主である〇〇にも追って送付します。

記

1 違反行為

(1) 内 容

(2) 違反条項 福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例第 条第 項

2 是正指示事項

3 違反点数

今回の違反点数： 点（過去5年間の累積： 点）

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL

(登録業者) 様

福井県知事



営 業 停 止 命 令 書

あなた（貴社）は、下記のとおり、福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例に違反する行為をし、福井県屋外広告物条例第43条第1項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により、〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで、福井県の区域における屋外広告業の営業の（全部・ に係る部分）を停止するよう命じます。

なお、この命令書の写しは、広告主である〇〇にも追って送付します。

記

1 違反事実

2 違反条項 福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 福井県屋外広告物条例第43条第1項第 号

(教示)

ア この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福井県知事に対し異議申立てをすることができます。

イ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（先に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内）に、福井県を被告として提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL

(登録業者) 様

福井県知事



登 録 取 消 通 知 書

あなた（貴社）は、下記のとおり、福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例に違反する行為をし、福井県屋外広告物条例第43条第1項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により、福井県の区域に係る屋外広告業の登録を取り消します。

なお、この文書の写しは、広告主である〇〇にも追って送付します。

記

- 1 違反事実

- 2 違反条項 福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例第 条第 項

- 3 処分該当条文 福井県屋外広告物条例第43条第1項第 号

(教示)

ア この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福井県知事に対し異議申立てをすることができます。

イ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（先に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内）に、福井県を被告として提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL

都 計 第 号
年 月 日

(登録業者) 様

福井県知事



過 料 処 分 告 知 書

福井県屋外広告物条例第49条第 号の規定により下記のとおり過料を科すので、地方自治法第255条の3第1項の規定により告知します。

この処分について弁明がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、土木部都市計画課長に申し出てください。

記

1 過料の処分を受ける者

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

2 過料額

円

3 理 由

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL

(登録業者) 様

福井県知事



過 料 処 分 決 定 通 知 書

福井県屋外広告物条例第49条第 号の規定により下記のとおり過料を科したので、通知します。

記

1 過料の処分を受ける者

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

2 過料額

円

3 理 由

(教示)

ア この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福井県知事に対し異議申立てをすることができます。

イ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(先に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内)に、福井県を被告として提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

T E L

(無登録業者) 様

福井県知事



警 告 書

あなた（貴社）は、下記のとおり、福井県知事の登録を受けずに福井県の区域内で屋外広告業を営んだ疑いがあります。

つきましては、速やかに屋外広告業の登録を受けてください。当該登録を受けず屋外広告業を営んだ場合は、福井県屋外広告物条例第30条第1項に違反し、同条例第47条第1項第1号の規定により罰則の対象となるため、刑事告発するとともに、その旨を公表することがあります。

なお、下記の事実に誤りがあると考えられる場合は、正しいとする事実を記載して、〇〇年〇〇月〇〇日までに、土木部都市計画課あて文書で連絡願います。正当な理由なく期日までに文書での連絡がない場合は、知事の登録を受けずに屋外広告業を営んだことを認めたものとみなします。

なお、この文書の写しは、広告主である〇〇にも追って送付します。

記

1 無登録で屋外広告業を営んだと疑われる事実

- (1) 広告物等
 - ①設置場所
 - ②表示内容
 - ③種類、構造等
- (2) 広告主
 - 住所（所在地）
 - 氏名（名 称）
- (3) 受託内容

2 特記事項

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL

(広告主) 様

福井県知事



通 報 書

あなた（貴社）が屋外広告物の表示または掲出物件の設置を委託した〇〇〇〇（業者名）は、あなた（貴社）が委託した屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関して、別添写しのとおり、福井県（〇〇市（町））屋外広告物条例に違反する行為をしたと認められるので、通報します。

当該違反行為は、福井県屋外広告物条例第43条の規定により屋外広告業の登録取消しまたは営業停止処分の対象となる行為に該当するほか、罰則の対象ともなるものです。

〇〇〇〇（業者名）に対しては、同別添写しのとおり、（指導・警告・処分）したところですが、違反行為が是正されない場合は、屋外広告物が除却されるなど、あなた（貴社）に重大な不利益が生ずるおそれがありますので、屋外広告物の発注者であるあなた（貴社）からも、速やかに是正するよう申し入れることをお願いします。

今後、屋外広告物の表示等を委託する場合は、屋外広告業の登録を受けた屋外広告業者であるかどうか確認するとともに、万が一にも違反行為が行われることのないよう、事前に申し入れるようにしてください。

なお、広告主が広告業者に違反行為をするよう働きかけ、またはこれを助けた場合は、違反行為の教唆または幫助となり、共犯として業者ともども処罰される可能性もありますので、十分に御注意ください。

お問い合わせ先

福井県土木部都市計画課

TEL